

第4編 災害復旧計画〔災害からの復旧・復興〕

第1章 公共施設の災害復旧計画

目 的	災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行なう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。 なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。
担当部署	全ての課

第1節 災害復旧事業の種類

1. 公共土木施設災害復旧計画
 - (1)河川公共土木施設事業復旧計画
 - (2)砂防設備事業復旧計画
 - (3)林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - (4)道路公共土木施設事業復旧計画
 - (5)港湾公共土木施設事業復旧計画
 - (6)海岸公共土木施設事業復旧計画
2. 農林水産施設事業復旧計画
 - (1)農地，農業用施設事業復旧計画
 - (2)その他施設
 - 1)林業施設事業復旧計画
 - 2)漁業用施設事業復旧計画
 - 3)共同利用施設事業復旧計画
3. 都市災害復旧事業計画
4. 上，下水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公立医療施設，病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. 復旧上必要な金融その他資金計画
11. その他の計画

第2節 復旧事業の方針

1. 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため指定地方行政機関，県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関等は，復旧事業を早期に実施するため，実施に必要な職員の配備，職員の応援，派遣等活動体制について，必要な措置をとること。

2. 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し，国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについて県または市町村，その他の機関は，復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて，査定実施がすみやかに行なえるよう努める。

3. 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により，緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行なわれるよう努める。

4. 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては，災害地の状況，被害の発生原因を考慮し，災害の再発防止及びすみやかな復旧が図られるよう関係機関は，十分連絡調整を図り，事業期間の短縮に努める。

5. 復旧事業の促進

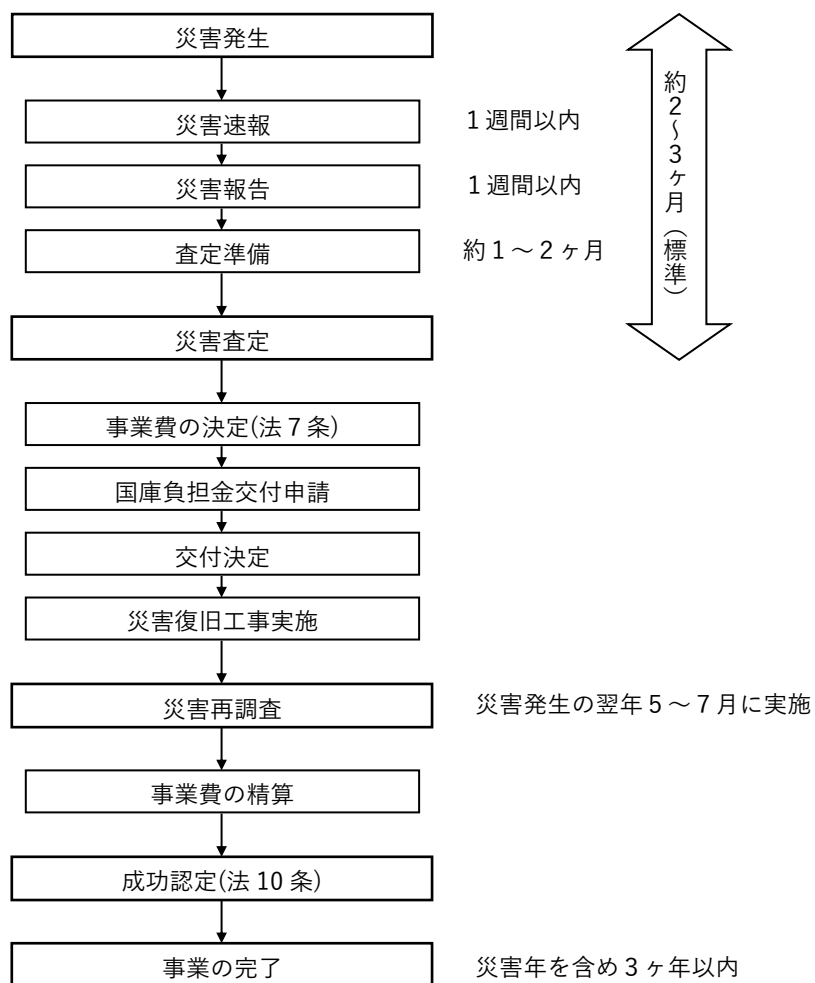
復旧事業の決定したものについては，すみやかに実施できるよう措置し，復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

6. 公共土木施設災害復旧の取扱い手続き

河川，海岸，砂防設備，林地荒廃防止施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，橋梁，道路，漁港，下水道，公園の取扱い手続きは次のとおりである。

(1)公共事業について

現在は，災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については，国庫負担法，同施行令，同施行規則，国庫負担法事務取扱要綱，同査定方針により運営される。



(2)小災害の措置について

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む。)で、将来再び災害等の際に被害の因をなすと認められるものは、県単事業として災害復旧をすみやかに実施する。

または、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第3節 解体、がれき処理

1. 作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者と連携体制を構築する。

2. 処理対策

(1)状況把握

市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。

(2)処理の実施

市は、(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川・漁港施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3)仮置場の確保

市は、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、県は、近隣市町村に対して仮置場の提供を要請する。

(4)再生利用・最終処分

市は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

(5)石綿飛散防止対策

県及び市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(令和5年4月 環境省水・大気環境局大気環境課)により行うものとする。

第2章 被災者の生活の安定化

目 的	災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行なう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。 なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。
担当部署	全ての課

第1節 義援金品の募集及び配分

1. 義援金品の募集及び受付

一般県民及び市への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

2. 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。県において委員会が設置されない場合は、必要に応じ県に準じた委員会を市に設置する。

3. 義援金品の保管

一般県民及び他都道府県から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを行い、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4. 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

市は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、被災本市の需給状況を勘案し配分する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

第2節 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、若しくは精神または身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく市町村条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市町村等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

表－災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）
災害弔慰金の額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）

(2) 災害障害見舞金の支給

表－災害障害見舞金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
災害障害見舞金の額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）

(3) り災見舞金の支給

表ーり災見舞金の支給

対象災害 (支給範囲)	☐ 住宅が全焼の火災 ☐ 風水害等による住宅の全壊または流失 ☐ り災による死亡
見舞金等の額	☐ 住家の全焼・全壊または流失・・・・・・50,000 円 ☐ 死亡・・・・・・30,000 円 ※ 住家は、現に住居している住家とし、世帯を単位とする。
適用除外	☐ この規程は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発令された場合は、適用されないものとする。

(4) 災害援護資金の貸付

表ー災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害 150 万円 ③ 住居の半壊 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350 万円 ⑥ ①と②が重複 250 万円 ⑦ ①と③が重複 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 350 万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額 1 人……………220 万円未満 2 人……………430 万円未満 3 人……………620 万円未満 4 人……………730 万円未満 5 人以上………1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする
	貸付利率	年 3 % 以内で市町村条例で定める率（据置期間中は無利子）
	据置期間	3 年(特別の事情のある場合は 5 年)
	償還期間	10 年(据置期間を含む)
	償還方法	年賦、半年賦または月賦
貸付原資負担		国 (2/3), 県 (1/3)

※なお、貸付利率、据置期間、償還期間については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けについては別途定められている。

(5) 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項」(平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月 8 日から適用)に基づき、見舞金を支給する。

表一災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5 世帯以上の住家が全壊または半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金または災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第 3 条第 2 項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死 亡 1 人当たり 10 万円 ・重度障害 1 人当たり 5 万円 ・住家全壊 1 世帯当たり 5 万円 ・住家半壊 1 世帯当たり 3 万円 ・床上浸水 1 世帯当たり 2 万円
費用負担割合	県 (10/10)

2. 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市町村単位または県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

①被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第 2 条第 2 号)

- ア. 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- イ. 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。
- ウ. 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- エ. 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造

耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②及び③に掲げる世帯を除く。)

②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- ④ ①または②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- ⑤ ③または④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

(3) 支援法の適用手続

①市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

②県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

(4) 支援金支給の基準

①複数世帯の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300
解体(1-(1)-②)	補修	100	100	200
長期避難(1-(1)-③)	賃借	100	50	150
大規模半壊(1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

②単数世帯の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225
解体(1-(1)-②)	補修	75	75	150
長期避難(1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊(1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給申請手続

①支給申請手続等の説明

市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続等について説明する。

②必要書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア．住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ．罹災証明書（交付は地震災害対策計画編に準じる）

③支給申請書等の取りまとめ

市町村は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

④支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市町村から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

①支援金の現金支給

市町村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

3. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

①被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ア. 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- イ. 当該自然災害により住家が半壊し、またはその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った世帯
- ウ. 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- エ. 当該自然災害により住家が半壊した世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

(2) 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- ①県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- ②県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

(3) 補助事業の適用手続

①市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

②補助事業適用の通知

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めたときは、県内市町村長に対し、補助事業適用を通知する。

(4) 支援金の支給額

①複数世帯の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

②単数世帯の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

(5) 支援金支給申請手続

①支給申請手続等の説明

市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

②必要書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア. 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ. 罹災証明書類

(6) 支援金の支給

市町村において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

(7) 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

4. 職業のあっせん

被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は本人の希望適正等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行うものとする。また、被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努めるものとする。

5. 税金の減免等

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6. 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置をするものとする。

7. 郵便局

災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかわる災害特別事務取り扱い、及び援護対策を実施する。

(1)郵便関係

①被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社共同募金または共同募金連合会にあてた救助物資を内容とする、ゆうパック、救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。

②被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

③被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

④利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

(2)簡易保険・郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の払込み等非常取扱いを実施する。

(3)災害寄付金にかかわる料金の免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をまって、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。

8. 通信関係

被災地のNTTにおいて取扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、料金免除等の措置を実施する。

第3節 中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行・信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1. 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2. 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3. 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

- ア. 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。
- イ. 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

4. 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

表－中小企業者に対する支援制度

資金名	対 象	窓 口
中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	県 市 日本政策金融公庫 商工組合中央金庫 金融機関 県信用保証協会

5. その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

4-1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1. 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(1) 貸付の内容

ア. 貸付の相手方

被害農林漁業者

イ. 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造または取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
ウ. 貸付利率 年 6.5%以内（利率はその都度定める。）

エ. 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

オ. 貸付の限度額 被害農林漁業者当り 200万円以内（激甚災害のときは250万円）

カ. 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

キ. その他当該市町村長の被害認定が必要である。

2. 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

ア. 貸付の相手方 被害農林漁業者

イ. 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

ウ. 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）

エ. 償還期限 6年以内

オ. 貸付限度額 被害農林漁業者当たり 200万円以内

カ. 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

キ. その他 当該市町村長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

ア. 貸付の相手方 被害組合

- イ. 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- ウ. 貸付利率 6.5%以内
- エ. 償還期限 3年以内
- オ. 貸付の限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- カ. 貸付機関 農業協同組合連合会，森林組合連合会，漁業協同組合連合会または金融機関

（3）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき，被害農業者等に指定災害により，被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ア. 貸付の相手方 被害農業者
- イ. 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ウ. 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- エ. 償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
- オ. 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- カ. 貸付機関 農業協同組合，農業協同組合連合会または金融機関
- キ. その他 当該市町村長の被害認定が必要

3. 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し，被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

（1）償還期限 ＜共同利用施設＞

20年（据置3年を含む。）以内

＜主務大臣指定施設＞

果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内

その他 15年（据置3年を含む。）以内

（2）貸付利率 公庫所定の利率による

（3）貸付限度額 ＜共同利用施設＞

貸付対象事業費の80%

＜主務大臣指定施設＞

貸付対象事業費の80%または1施設当たり300万円（特認600万円，漁船20トン未満：1,000万円，20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額

（4）担保保証もしくは担保

（5）その他 日本政策金融公庫のほか，農業協同組合，漁業協同組合，同連合会，農林中央金庫等で申し込み可能

市町村長が発行する「り災証明書」が必要

4. 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に保険金及び共済金等の支払いをするよう指導する。

4－2 中小企業復興資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

4－3 住宅復興資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

4－4 生活福祉資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

4－5 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

(住宅資金)

1. 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦
2. 貸付限度 150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内）
3. 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
4. 貸付利率 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

4－6 義援金の募集及び配分

1. 義援金の募集及び受付

県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

第3章 生活関連施設等の復旧計画

目 的	上水道・電気・通信等の都市施設，農林水産業用施設または道路・河川等の公共土木施設は，それぞれ都市生活及び生産の基盤であり，社会経済活動の基幹となるものである。 これらの施設については，災害直後の応急復旧により，社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。
担当部署	総務課 上下水道課 都市建設課 農政課

第1節 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で，水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1. 復旧対策

復旧工事については，特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア．施設の耐震化を図る。
- イ．管路は多系統化，ブロック化及びグループ化を基本とする。
- ウ．計画的施設の整備を図る。

2. 漏水防止対策

災害，特に震災後の管路は，漏水の多発が予想されるので，配水の正常化を図るため，早急に漏水防止対策を行う。

- ア．漏水箇所の調査を行い，漏水修理計画書を作成し，工事を実施する。老朽化，漏水の多発している管路については布設替えを行う。
- イ．修理体制の整備を図り，断水時間の短縮，住民への広報，保安対策に万全を期する。

第2節 電力施設

原則として，人命にかかわる施設，対策の中核で官公署，民心安定のために重要な報道機関，避難所等の施設について最優先に復旧計画を立てるが，被災の状況，施設復旧の難易度を勘案し，電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1. 送電設備

- ア．全回線送電不能の主要線路
- イ．全回線送電不能のその他の線路
- ウ．一部回線送電不能の重要線路
- エ．一部回線送電不能のその他の線路

2. 変電設備

- ア. 主要幹線に送電する系統の送電用設備
- イ. 重要施設に供給する配電用設備

3. 配電設備

- ア. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- イ. その他の回線

第3節 ガス施設

本市はL Pガスを使用しているため、L Pガス協議会等と協議を行い、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、災害状況、施設復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1. 被害状況の調査

- (1) ガス供給設備
- (2) 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地域の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

2. 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

3. 復旧作業

- (1) L Pガスボンベ充填所における復旧作業

所定の点検計画に基づき施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、供給を再開する。

- (2) 需要家設備の復旧作業

- ①被災地域の復旧ブロック化
- ②復旧ブロック内巡回点検作業
- ③各家庭の漏洩調査
- ④漏洩箇所の修理
- ⑤配管検査(気密テスト等)
- ⑥点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- ⑦安全点検完了
- ⑧供給再開

4. 再使用時事故防止措置

各種施設の点検を実施し，必要に応じ補修を行い各施設の安全性を確認した後，供給を再開する。

(1) 充填施設

ガス充填時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

(2) 需要家施設

各需要家の配管検査及びガスメータの個別点検試験を実施し，ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後，使用再開する。

第4節 通信施設

1. 復旧の順位

災害、特に震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

表－通信施設復旧の順位

順位	復旧回線	
第1順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上 ・ZC※以下の基幹回線の10%以上
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、2契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス	・電報中継回線1回線以上
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上
		・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
		・国際通信事業者回線
		・国内通信事業者回線
	パケット交換サービス	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
第2順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上
	パケット交換サービス	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

表－通信施設復旧の順位

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第5節 農林・水産業施設

1. 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア. 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ. 用水路護岸の破壊で、決壊の恐れのあるもの。

(2) ため池

- ア. 堤体の決壊またはその恐れがあり、ため池の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ. 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(3) 道路施設

- ア. 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ア. 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ. 護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ウ. 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

2. 水産業用施設

水産業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりとする。

船溜樋門施設	樋門の破損等により開閉操作ができなくなり、治水機能に重大な影響を与えるもの。
--------	--

第6節 公共土木施設

1. 道路等公共土木施設

道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行う。当面の応急復旧が終り、社会全般が一応落ち着きを取戻した後、道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ被害を受けた施設を復旧する。

2. 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア. 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

イ. 堤防護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。

ウ. 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

エ. 河川で、流水の疎通を著しく阻害するもの。

オ. 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、または天然の河岸の全壊または決壊で、これを放置すると、著しい被害を生じる恐れがあるもの。

第4章 激甚災害の指定に関する計画

目 的	災害の規模が特に甚大で市民生活に著しい影響がある場合には、早期に激甚災害の指定による復旧・復興を進めるため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定に向け、災害の状況を速やかに調査し実情把握を行う。
担当部署	総務課 各施設所管課

第1節 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定、最終改正：平成 12 年 3 月 24 日)と、「局地激甚災害指定基準」(昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定、最終改正：平成 12 年 3 月 24 日)の二つの指定基準がある。

第2節 激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況を調査及びこれに対してとられた措置の概要を把握して早期に県知事に報告し、「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号以下「激甚法」という。)の指定手続きに着手する。

第3節 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する緊急措置が完了するまでの間、激甚災害基準に基づき行うものとする。

第4節 特別財政援助資金の交付手続き等

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各局に提出するものとする。